

中野区教育委員会会議録 平成25年第37回定例会

○開会日 平成25年12月6日(金)

○場 所 中野区教育委員会室

○開 会 午前 10時03分

○閉 会 午前 11時07分

○出席委員

中野区教育委員会委員長	大 島 やよい
中野区教育委員会委員	小 林 福太郎
中野区教育委員会委員	渡 邊 仁
中野区教育委員会委員	高 木 明 郎
中野区教育委員会教育長	田 辺 裕 子

○出席した関係職員

教育委員会事務局次長	高 橋 信 一
副参事(子ども教育経営担当・知的資産担当)	
	辻 本 将 紀
副参事(学校再編担当)	石 濱 良 行
副参事(学校教育担当)	伊 東 知 秀
指導室長	川 島 隆 宏
副参事(学校・地域連携担当)	濱 口 求
副参事(特別支援教育等連携担当)	黒 田 玲 子
副参事(就学前教育連携担当)	古 川 康 司
副参事(子ども教育施設担当)	伊 藤 正 秀

○担当書記

子ども教育経営分野	片 岡 和 則
子ども教育経営分野	仲 谷 陽 兵

○会議録署名委員

委員長

大 島 やよい

教育長

田 辺 裕 子

○傍聴者数            3人

○議事日程

[報告事項]

(1) 委員長、委員、教育長報告事項

(2) 事務局報告事項

① 平成26年度予算で検討中の主な取り組み(案)について(子ども教育経営担当)

② 中野区立小中学校再編計画(第2次)に基づく統合と通学区域変更の時期等について(学校再編担当)

中野区 教育委員会  
第 3 7 回定例会  
(平成 2 5 年 1 2 月 6 日)

午前10時03分開会

大島委員長

おはようございます。

教育委員会第37回定例会を開会いたします。

本日の委員の出席状況は、全員出席です。

本日の会議録署名委員は、田辺教育長にお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりです。

それでは日程に入ります。

<報告事項>

<委員長、委員、教育長報告>

大島委員長

まず、委員長、委員、教育長報告です。

私から、11月29日の第36回定例会以降の主な委員の活動について、一括して報告します。

11月29日金曜日、平成24・25年度学校教育向上事業研究指定校 多田小学校研究発表会が行われました。小林委員が出席されました。

12月5日木曜日、中野区立小学校連合音楽会が行われ、小林委員と渡邊委員が出席されました。

私からの一括報告は以上です。

各委員から以上の報告につきまして補足、質問等ご発言がありましたらお願いします。

私からは特にございません。

では、小林委員お願いします。

小林委員

多田小学校の学校教育向上事業の研究指定による発表会でございますけれども、この事業にふさわしい内容で充実したものになっていたと思えました。いわゆる協議会ですね。三つの分科会にそれぞれ数十名の先生方が分散して、意見交換が活発に行われていたという、そういう印象を持ちました。参加者の方々からも好評をいただいていたのではないかなと思えました。

昨日の小学校連合音楽会、私は午後の部に参加をさせていただきました。どの学校も整然と、そして活発に発表をしていたというのが大変印象的でした。小学校は2年に1回の

参加ということなののでしょうか。ああいった本格的なホールでの発表の体験というのを、全ての学校で毎年体験させてあげればいいのかというような、そんな印象を持ちました。大変中身も充実していて、よかったですと思います。

以上でございます。

大島委員長

では、高木委員お願いします。

高木委員

特にございません。

大島委員長

では、渡邊委員お願いします。

渡邊委員

おはようございます。私は12月5日の中野区立小学校連合音楽会に、参加させていただきました。午前中の参加のみになってしまったのですけれども、ただいま小林委員が言われたように、小学校は中野区は25校ですけれども、今回は13校が音楽会に出ていたと。では残りはどうなっているのかというような話を伺ったら、一応南部と北部と分けて、2年に一度の開催だと言われました。それで今回出場校としては、4年生・5年生、又は5年生単独、そして5年生・6年生の編成という形で、午後は単年の生徒さんたちが多かったのかもしれないのですけれども、そうすると場合によっては、指導によっては、この音楽会に経験できない生徒が起り得るといようなことがあるようです。2年の編成でやっていたら隔年でも大丈夫ですけれども、単年でやっている場合はもしかしたら経験できない可能性もあり得るといことで、その点についてはそういうことのないように、必ず参加できるような形で体制を整えていただきたいようなふうには、この場をもつてお願いしておきたいなと思っていました。

それと非常に、学校長を始め、関係の先生方、特に音楽担当の先生方、非常に一生懸命やられておりました。また、中間に音楽教員による演奏会も含まれていました。その点については、皆さん、音楽教員が同時に練習して、そこでコミュニケーションをとってといことで、それとまた他校の状況を見比べるすばらしい機会かなと。その後懇親会でもやればさらに教員の親睦とか、連携というものが非常にスムーズにいくのではないかと。そういう面からもやはりこういった、大変ですし費用もかかるのかもしれませんが、こういったことはぜひ、2年おきでなくて毎年でいいのではないかと。例えば25校ですと、

前日からホールを借りているということだったのですけれども、25校一週間で2日間に分ければ実際にはそんなに、例えば2年おきにやると、1年間では2日間借りていたものを3日間借りれば、全校2日間で開催するというのも、お片づけその他等も、1回1回全部払うことないので、そういうことを工夫すれば多少はやっていけるのではないかと考えています。

この教育的効果というのがどの程度なのかわかりませんが、ただ生徒たちは後ろのほうで自分の出番がくると、結構緊張して「は一ふーは一ふー」言ったり、黒のシャツを着て統一する、白のシャツを着て統一する。大和小学校は一番最初に、今度はその中で演出も行っているのです。ああいうのを見たら、また我々も何か考えようかなとか、いろいろといるんなこと。まだほとんどの小学校は黒で統一したり、白で統一したりしていたのですが、まったくバラバラの自由な私服でこられたところもありましたけれども、そういったいろいろな工夫もやっていくうちに出ていくのだろうなと思って、すばらしかったです。

音楽は本当にすばらしかったですね。感動で涙が出るではないですけれども、保護者に見れば自分たちの子どもがああいう形で演奏されれば、非常に感動されるのではないのでしょうか。上の2階の席に保護者が来られていたのですけれども、ZEROホールは、上の2階席は約200席ですか。そこのほうもパッと見渡した感じ、全部入っていました。多くの保護者も意識があるし。学校がかわると保護者もホールで入れかわりが行われているような感じで、それぐらい注目しているのかなと。平日の午前中にかかわらずあれだけ人が来るということは、注目度も高いのかなと思いますので、ぜひこういった点は何とか頑張っていて、さらによりよくしていただきたいと思いました。とてもいい経験させていただきました。ありがとうございます。

大島委員長

では、田辺教育長お願いします。

教育長

私は特にはございませんけれども、今小林委員と渡邊委員の小学校連合音楽会の感想等につきましては、担当する校長先生方にもお伝えしていきたいというふうに思っています。

大島委員長

では、ただいまの委員からのご発言についての何か質疑等はありませんでしょうか。よろしいでしょうか。

小林委員

今私全ての子どもにというような言い方で、毎年のということもありましたが、出演の形態と言うのでしょうか。単学年、一つの学年だけではなくて複数の学年によって、隔年でやっていくことによつての工夫ということもできると思いますので、特に子どもの数が少なくなっているという現状を考えたときに、回数をふやすということも大事ですけれども、各学校でどういうふうな形態で発表していくかと。そういう工夫も必要かなという意味で申し上げましたので、一応その点をご理解いただければと思います。

大島委員長

ほかにはよろしいでしょうか。それでは、ご発言がないようですので、事務局報告に移ります。

<事務局報告>

大島委員長

事務局報告事項の1番目、「平成26年度予算で検討中の主な取り組み（案）について」の報告をお願いします。

副参事（子ども教育経営担当）

それではお手元に配付をさせていただきました資料に基づきまして、「平成26年度予算で検討中の主な取り組み（案）について」報告をさせていただきます。

この取り組みにつきましましては、平成26年度の予算編成で検討中の新規・拡充、見直しなど、区民生活への影響が想定される主な取り組みにつきましまして、現在の検討状況を区民の皆様にお知らせをするものでございます。

その方法でございますけれども、12月5日発行の区報、さらには区のホームページに掲載をしているところでございます。また、区民との意見交換ということで、区民と区長との対話集会を12月11日夜に開催する予定でございます。このほか郵便、ファクス、メール等によりまして、区民の皆様からご意見をいただきたいと考えているものでございます。

1の具体的な検討中の主な取り組み項目の内容につきましましては、10か年計画の四つの戦略、さらには防災安全対策等、さらにはその他ということで取り組みを区分しております。はじめに(1)、四つの戦略の内容でございます。①まち活性化戦略、②地球温暖化（防止）戦略につきましましては、以下のとおりそれぞれ3点ずつ載せているところでございます。後ほどお読み取りをいただければと思います。

2ページをお開きをいただきまして、③元気いっぱい子育て戦略、この中の待機児対策

等子ども関連でございますが、教育委員会関連といたしましては3番。重度・重複障害児等施設の開設ということで、平成25年度末をもって閉鎖をいたします緑野小のたんぼぼ学級跡施設に重度・重複障害児及び知的・発達等障害児の通所支援施設の開設をしまいるという方向で検討しているところでございます。続きまして、ほかの部分につきましては、後ほどお読み取りをいただければと存じます。

3ページをごらんをいただきたいと存じます。中ほど(2)、防災安全対策等でございます。ここの1番、2番が教育委員会関連ということでございます。

まず一つ目、小中学校の校舎・体育館耐震改修ということで、区立小中学校5校ということで、桃園小学校、向台小学校、上高田小学校、第四中学校の校舎並びに第五中学校の体育館の耐震補強工事を行いたいということで、今検討しているところでございます。これによりまして校舎・体育館の耐震化率は100%としてまいりたいと考えているところでございます。

2番、谷戸小学校エレベーター設置工事でございます。体育館にエレベーターを設置をいたしまして、バリアフリー化を図ってまいりたいと考えているところでございます。

最後に4ページでは、その他の取り組みとして5項目。2番では先ほど申しました区民と区長の対話集会ということで、ご案内をさせていただいているところでございます。

報告につきましては以上でございます。

大島委員長

それではただいまの報告につきまして、質問等ご発言がありましたらお願いします。

小林委員

この中で元気いっぱい子育て戦略、2番のキッズ・プラザについてが明記されています。これは拡大しているというふうに思うのですが、実際に学校の受けとめというのはどんな状況なのか、ちょっとお聞かせいただければと思います。

副参事（学校・地域連携担当）

運営状況につきましても学校のほうにはご理解をいただいております、たくさんの児童の方の登録利用という状況がございますので、その運営を継続してほしいというように伺っております。

小林委員

今私学校の、ということでしたけど、保護者とか区民からの声というのはもし、そういったものがあればお聞かせいただければと。

#### 教育委員会事務局次長

やはり保護者としても、1回家に帰るといことがなく、そのままここにいられるということでは、安心・安全という意味でも非常にイメージはいいです。また、これをまだ建てていないところからも、やはり早くキッズ・プラザを導入してくれというような声もありました。また、先ほど委員がおっしゃったように学校との関係、当初やっぱり学校にこれが入ることに関しては、さまざまな学校側のほうも管理上の問題とかいろいろ懸念はございましたが、それを何回も打合せ等をする、またこういったキッズ・プラザが入ってきたという年数を経ていますので、そういった面では学校との関係は非常によくなってきているというふうに理解しております。

#### 小林委員

従来こういったことに関しては、学校はどちらかという否定的な見解を持っていたと思うのですが、実際にやってみると子どもにとってそれがプラスであると。安全面とかさまざまなことから、今後こういったものをさらに充実していくことが私は大事かなと思います。

今次長からもお話があったように、一定の学校の施設の中でも、うまくそこを工夫して独立をさせるような形とか、又は逆に言えば、連携をうまく強められるようなと、いろいろまた課題もあるかと思しますので、その点も含めて今後さらに充実を図っていければなと考えていますので、ぜひお願いしたいと思います。

#### 大島委員長

ほかにございますでしょうか。

#### 渡邊委員

再度確認をさせていただきたいのですけれども、10か年計画ということで、防災安全対策のところ、教育委員会のほうの文章で、小中学校の校舎、谷戸小のエレベーター設置のほうはお話いただいたのですけれども、校舎の耐震改修ですが5校が残っているということで、これは実際10か年とは申し上げても、5校については再度確認なのですか、だいたいどの程度耐震工事を終わらせる予定なのですか。

#### 副参事（子ども教育施設担当）

10か年と、それと区有施設の耐震改修計画に基づいて、平成27年度まで、全ての学校施設について耐震化を行うということにはなっております。

#### 渡邊委員

ありがとうございます。

大島委員長

ほかには。

高木委員

今の件なのですが、平成20年の6月に朝日新聞で耐震化の記事が出たときに、中野区が59%で23区中最低ということだったと思うのですよ。その後も延び延びになって、平成23年度末の段階でまだ85%ぐらい、23区中最低ということだったのです。ですからもう、多分中野区以外に100%になっていない区はないのではないかと思います。ですから今回の計画については、予算的に厳しいと思うのですが、地震の心配もありますし、やっぱり区民の方の防災の意識も高まっているので、予算が厳しいのは仕方がないと思うのですけれども、やはり児童生徒の安全ですとか、あるいは万一の避難所機能というのがありますので、この平成27年度中に完了については、もうおくらせないようにぜひお願いしたいと思うのですが、大丈夫でしょうか。

副参事（子ども教育施設担当）

委員ご指摘のとおり、23区中でもちょっと中野区の場合はおくれ気味ということになってございますので、平成27年度中には100%達成ということで努力していきたいと思っております。

大島委員長

では、ほかにはよろしいでしょうか。ちょっと確認なのですが、谷戸小学校のエレベーターの設置工事については、これは児童がエレベーターを使うということを想定しているのではないのですよね。という確認ですが。

副参事（子ども教育施設担当）

基本的には、谷戸小学校の体育館は災害時の避難所になってございますので、高齢者の方とか、あと障害者の方ですね。その方を中心に利用していただくということで、児童は基本的に階段を利用していただくということになってございます。

大島委員長

わかりました。

教育長

補足させていただきますが、谷戸小学校の体育館はごらんになった方、もうほとんどだと思いますけれども、地下に階段で、2階分ぐらい。体育館って天井が高いですから、2、

3階分ぐらい相当階段でおりて行かなければいけないのです。中野区の小学校の体育館は全部の学校で、学校開放で、スポーツ開放でいろいろ球技開放とかもしてしまして、それなりの年齢の方も毎日のように使っていたりというようなことがありまして、今副参事が申したように、災害対応だけでなく長年日々の利用に何とかならないかというお声がありまして、谷戸小学校、今回耐震で改築もしたのですけれども、その工事期間内ではどうしても終わらなかったということで、区民のご要望にお応えするという形で今回、計画化しているものです。

大島委員長

わかりました。ほかにはよろしいでしょうか。

それでは、続きまして事務局報告事項の2番目、「中野区立小中学校再編計画（第2次）に基づく統合と通学区域変更の時期等について」の報告をお願いします。

副参事（学校再編担当）

それでは、「中野区立小中学校再編計画（第2次）に基づく統合と通学区域変更の時期等について」報告をいたします。

この、学校再編計画（第2次）に基づく統合と通学区域変更の具体的な時期等につきましては、教育委員会で3回にわたり協議をいただきました。そのことを受けまして、統合と通学区域変更の具体的な時期等について確定をしましたので、報告をいたします。

本日は資料を2点用意しております。1点目が「学校再編計画（第2次）に基づく統合と通学区域変更の時期等について」というA4版1枚のものです。2点目がクリップどめの別添資料です。こちらは教育委員会で協議をいただいたときに使用した資料と同じものでございます。

まず、統合と通学区域変更の時期等についてですけれども、統合の時期につきましては別添資料、こちらの別添①、統合と通学区域変更のスケジュール、ここに記載の時期に統合いたします。三中と十中の統合新校、それから四中と八中の統合新校、この校舎は大規模改修を予定していましたが、費用対効果や施設整備などの視点から総合的に検討した結果、改築・建てかえをするということにいたしました。

次に通学区域変更の時期です。こちらは別添の②、通学区域図に記載のとおり、①から⑧の通学区域につきましては平成31年度に変更して、④から⑥の通学区域、こちらはそれぞれの統合に合わせて資料に記載の時期に変更いたします。

それから次に別添の③で、学校再編に伴う指定校変更の取り扱いです。学校再編計画の

第2次では、学校再編に伴う指定校変更、この特例を設けることとしております。統合の時期が確定したことによりまして、適用の時期が定まりました。統合の組み合わせごとに、資料に記載のとおり、再編に伴う指定校変更の特例が適用されます。

これで統合の時期等が確定をいたしました。これに伴いまして、これから周知等を行ってまいります。1点目の資料にお戻りいただけますでしょうか。

まず、説明会です。資料記載のとおり、12月12日から20日まで、小学校7校で開催をいたします。これは来年度入学する児童が在学中に統合を経験することになる学校、これを対象に行うもので、統合と通学区域変更の具体的な年次、それから学校再編計画に伴う指定校変更の特例の適用時期、こういったことについてお知らせをするために開くものです。

次に関係団体の周知ですけれども、資料の3、関係団体等への周知のところに記載のとおり、町会連合会、民生児童委員、次世代育成委員、小学校PTA連合会、中学校PTA連合会、校長会、幼稚園長会、保育園長会などに説明を行ってまいります。

それから今後の予定としては、ただいま説明をしました説明会の開催、それから関係団体への説明、これとともに、未就学児の保護者、それから児童・生徒、そしてその保護者等へ周知を図ってまいります。具体的には概要版を作成しましたり、児童向けのリーフレット、これを作成して配布を行ってまいります。年が明けて来年になりましたら、学校統合委員会の設置に向けた準備等行ってまいります。来年度以降、学校統合委員会、順次設置して統合に向けた協議を進めていく予定でございます。

来年度は、平成29年度に統合を予定している統合新校の三つの学校統合委員会を設置する予定です。具体的には中野神明小と新山小、それから多田小と新山小、大和小と若宮小、この3委員会になります。報告は以上でございます。

大島委員長

それではただいまの報告につきまして、質問等、御発言がありましたらお願いします。

渡邊委員

この説明会の開催日程は何ってわかるのですけれども、関係団体への周知ということで、これはどういう形をもって周知する予定なのでしょうか。

副参事（学校再編担当）

関係団体、会合等ございます場合にはそちらに出向いて行って説明をいたします。近々に会合等がないところにつきましては、概要版の配布といったことで、文書の配布で周知

をしていこうというふうに考えております。

渡邊委員

期間としては、いつごろからやっていつごろまでに周知を終わろうと、第1回目ですね。思っているのでしょうか。

副参事（学校再編担当）

なるべく早い時期に周知をしたほうがよいと考えておまして、既に12月に入って周知を始めております。12月から1月、このあたりで会合等あれば出向いて行って説明したいと考えております。

渡邊委員

ありがとうございました。

大島委員長

そのほかにはよろしいでしょうか。

小林委員

今ご報告いただいた内容というか、議題からは少しそれるかもしれませんが。先々のことで、何度か私も申し上げてきておりますけれども、今後大規模改修であるとか改築、新しい校舎を建てるという場合にはぜひ、複合施設等を視野に入れた展開を積極的に教育委員会からも発信して、区長部局と調整して、そういった実現を図っていくことが大事かなと思っております。

もちろん全てというわけではありません。なぜこのようなことを繰り返し申し上げるかと言うと、二つ意味がありまして、一つは例えば高齢者施設であるとかさまざまな状況、一緒にそういった同じ場所で教育活動を行うということによって、今人間関係が希薄化している中で、子どもたちがいろいろな人間関係を経験することによって教育効果が高まるということ。

もう一つは、単独の学校の校舎というよりも、さらに充実したものが望めるではないかという、その効果が期待できます。そういった点で、もちろんこれは具体的にどこをどうこうとか、こういうものというのはなかなか申し上げにくいし、私自身もなかなか具体的に想定することはできないのですけれども、できる限り先々の計画していく中でいろいろな可能性を視野に入れて取り組んでいただきたいと思いますと思っております。

渡邊委員

関係団体の周知のところで、医師会とか歯科医師会とか、こちらのほうも一応入れてい

ただいて、再編があると学校への配置だとか、そういったものに対して、知ってはいるのですけれども正式に申し入れていただきたいとは思いますが、この「など」となっていないので、ぜひ名称を入れていただきたいなと思います。当然、学校三師会というものがありますので、そういう形でもいいと思うのですが、医師会、薬剤師会、歯科医師会という形で、学校関連の事業所にもちょっと連絡を入れていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

副参事（学校再編担当）

今渡邊委員からいただきました医師会、歯科医師会等への周知という話でございます。ここに名称を入れておりませんが、計画をつくったときにも医師会、それから歯科医師会のほうへのご連絡をしまして、機会があれば説明に伺ったということもございます。今回も同じような扱いをして、周知をしていきたいと考えております。

大島委員長

では、医師会等への周知ということはそういうことでお願いするとして、先ほど小林委員からのご提案と申しますか、ご意見についてはいかがでしょうか。

副参事（学校再編担当）

小林委員からのご要望でございます。この協議の中でも何度か小林委員からそのようなご発言がございました。この学校の改修・改築につきましては、これで年次が決まったところです。これからどのような形で学校の整備、施設の整備するかということを検討していく形になりますので、その中で今の発言等も踏まえまして検討してまいりたいと考えております。

大島委員長

ではそういうことで、よろしくをお願いします。

高木委員

これで中野区の学校再編ですとか、通学区域の変更が平成 35 年度を目処に一通り区切りがつくところだと思うのです。ここまで大変長い道のりだったと思うのですが、少子高齢化にあわせて中学校区を単位にした学区の見直しですとか、小中連携教育が一通りできて、これはこれですごく一定の成果が得られたと思うのです。平成 35 年というと 10 年先ですよ。そうすると、またいろんなファンクションが変わってくると思うのですよ。

例えば先ほどの区の 10 か年計画の中にもありましたけれども、西武新宿線沿線のまちづくりの中で連続立体交差事業、中井から野方までのところが連続立体交差化、地下化して

くると、十数年後には踏切がなくなるのですよね。そうすると、今まで踏切がボトルネックになるということで、例えば新井小学校のすぐ目の前、線路があるということで江古田小学校まで通学をしていた。小学校は距離で指定校変更ができるのですがけれども、例えば先々その踏切がなくなったら、基本的にではそこでいいのかという問題が出てくると思うのです。ですから、多分10年後にはここにいる教育委員はいないと思うので、やはり我々は今ここでベストなものをつくったと思っているのですが、10年一昔というのがありますので、特に本区においては学校選択制ではなくて、通学区域を設定して、保護者や地域の方と一緒に学校をつくりましょうというコンセプトをすごく大事にしているわけですから、やっぱりこれについての見直しというのは、次の10か年計画のときにはぜひ、次代の教育委員の方とか事務局の方にやっていただきたいなと思っております。

大島委員長

本当に高木委員のおっしゃるとおりで、10年たちますといろいろ状況も本当に変わると思いますので、今ここで考えている計画がベストではなくなるかもしれないわけで、またいろいろ状況の変化を見ながら、教育委員会としても柔軟な発想も必要かなと思っております。

それでは、この報告につきましてはよろしいでしょうか。

そのほかに報告事項はありますでしょうか。

指導室長

私のほうから、これまで進めてまいりました各学校における掲揚塔の整備状況について、口頭で報告をさせていただきたいと思っております。

まず区立中学校につきましては、現在掲揚塔が2本の学校が3校、3本の学校が7校となりました。その結果、各学校2本以上の掲揚塔が整備されている状況となっております。中野中学校におきましては、現在1本の整備状況です。中野中は4月に新校舎のほうに移転をしていきますが、そこでは3本の掲揚塔が整備をされているという形になります。

次に区立小学校ですが、現在掲揚塔1本の学校が9校、2本の学校が14校、3本の学校が2校となっております。掲揚塔が1本の学校については今後も引き続き整備を行っていきたいと考えております。

掲揚塔の整備状況については以上でございます。

教育長

ただいま指導室長から掲揚塔の整備状況の報告をさせていただいたのですけれども、こ

れに伴いまして、国旗掲揚の取扱いについて私から事務局としてご報告をさせていただきたいと思います。

今指導室長より説明がありました掲揚塔の整備状況を踏まえまして、教育委員会事務局として、現在各学校で行われている校旗、学校の旗については常時掲揚しているわけですが、それとともに国旗の常時掲揚について校長に要請をしていきたいと考えております。

掲揚塔の整備によりまして、今後各学校の自主的な判断で国旗の常時掲揚が行われていくことが想定されるわけですが、何らかの統一的な要請が行われないと、国旗の取扱いを含めて掲揚塔の利用について、各学校がバラバラの対応というようなことになってしまうことも考えられます。このたびの掲揚塔の整備ですとか、既に国旗を常時掲揚している学校がある状況なども踏まえまして、校旗それから国旗の常時掲揚について、区立学校としての統一的な取扱いが図られるようにすることが適当であると判断いたしました。

この点について、以上ご報告させていただきました。

大島委員長

それではただいまの報告につきまして、各委員から質問等ご発言がありましたらお願いします。

高木委員

小中学校では学習指導要領に基づき、国旗・国歌について児童生徒に指導する責務があり、また国民として必要な基本的、基礎的な内容を身につけるということは重要だと思っております。中野区の区立小中学校の入学式や卒業式、あるいは運動会等の式典においては、その意義も踏まえて国旗が掲揚され、国歌も斉唱されているというふうに認識しています。

国旗・国歌というのは国を象徴するもので、例えば今年のロンドンオリンピックでも、優勝選手が日の丸を持って振るということに関して違和感を持った方は少ないなと思っております。ただそういったことが、果たしてその旗を上げるということによって身につくのかということについて、私はちょっと疑問があります。

現行の式典で、子どもたちにその学習指導要領で定められていることを教える。例えば「晴」と「け」、日常と非日常、式典ではこういうものが必要ですよということを教える。またはプロトコル、国際的な礼典としてそういうものが必要だよということはあると思うのです。またあるいは、ある学校がその学校の独自の判断で創意工夫をして常時掲揚というものもあるのかなと思うのです。

ただ、学習指導要領、我が国の国旗と国歌の意義を理解させ、これを尊重する態度を育てるとともに、諸外国の国旗と国歌も同様に尊重する態度、これがはたはたと空にはためく国旗を見ると、ふつふつとわいてくるというのは、私は四半世紀前の教育観で、思考力・判断力、あるいは表現力を育むという現行の学習指導要領ですとか、あるいはPISAに代表されるような世界標準の考えとは違うと思うのです。なので、必然的に現行の中野区の教育委員会で今やっている学習指導要領で定められているようなことについては賛成ですし、あるいは国旗・国歌を子どもたちに教えるということは重要だと思うのですが、そこに毎日立てることによってこれが育まれるというのは、私はちょっと理解できない。

もしこれをやるというのであれば、定性的な説明ではなくて、定量的な説明、例えばデータを示していただいて、こういうふうな教育効果、例えば「ここの市では常時掲揚をやっていることによって、子どもたちの理解がこう進んだ」というのをお示しいただきたいと思います。現状で全部の学校に掲揚塔が整備されていないということであれば、拙速に今やる必然性はないと思うのです。ですからきちっと時期を図って、根拠を明らかにして実行していただきたいというのが私の考え方です。

教育長

私が今回事務局としてこういう要請をしていきたいと考えさせていただいたのは、今高木委員がおっしゃったように、常時掲揚すればそれでいい、ということではなくて、学習指導要領の中にも、国旗の意義を理解させてそれを尊重する態度を育てることがきちんと、各学年ごとに明記をされているわけで、そういう環境を整える。常時掲揚することによって、教員や学校関係者が子どもたちにそうしたことを教えていく機会になると考えていて、そういう条件を整えていきたいと考えているわけです。確かにまだ掲揚塔がそろっていない学校もありますので、その環境が整ったところから順次、国旗を常時掲げるように、というような要請をしていくというふうに考えています。この効果ということにつきましては、各学校でそれぞれ、教育活動の中でさまざま工夫をしていくわけで、その中できちんと私たちとしてもそうしたことについての追跡はしていかなければいけないとは考えてございます。

高木委員

教育委員会として要請をしていくということは、効果があるという確信があつてやると思うのですね。ですから現状でこれから追跡調査をしていくというのは、理論が逆なので。私がお話をしているのは、国旗を常時掲揚するという行為によって、オートマティカリー

に国を愛する心ですとか、他国を尊重するという態度が育つというのはおかしいと言っているのです。そこには教育的な効果はなくて、昔のスポ根ドラマみたいな話になってしまうので、それは現行の学習指導要領や、中野区が考えているちゃんと批判力を持つ子どもということではないと思うのです。教え込みになってしまうと思うので。ですから、それが効果があるということを、何か根拠を示していただいて、私は別に「国旗がだめだ」とかと言っているのではないのですね。ただ、効果がないと私は思っていることを、根拠を示さずにやりますと言われても、ちょっと理解できない。

教育長

国旗を上げることだけが学習指導要領が示している内容ではないと思っていまして、さまざまな機会を捉えて国を愛する、国旗や国歌を尊重していくという態度を養うというふうに教育活動の中では位置づけていますので、これだけをもってということではないと思っていますが、そのためのより良い環境を整えて、教育効果を上げていく一環として国旗の掲揚というのは大事なことだと思っています。

高木委員

国旗の掲揚自体は、私も大切だと思うのですね。例えば小学校の運動会に行ったときに、掲揚塔が1本しかないのに、ちょうどオリンピックがあった年なのに、わざわざ校旗をおろして日の丸を上げるというような話もあったので、そういった形で式典等においてしっかりとできるようにして、それを機会に教えるというのはすごく大切だと思うのですよ。でも日常ではたはたとはためいているところに、そこに発問ですとか、あるいは子どもたちへの導きというのは、私はないと思うのです。日常の中で埋まってしまうので。だから、教育効果として国旗を上げるというのは手段であって、目的ではないと思うのですよ。あくまで、我が国の国旗と国歌の意義を理解させて、それを尊重する態度を育てるとともに、諸外国の国旗と国歌も同様に尊重する態度を育むための手段でしかないのに、それを掲揚塔ができたからやりますよというのはちょっと解せない。

教育長

私も別にそれが目的ではなくて、さまざまな教育活動で子どもたちにそうした態度を育てるための手段というふうにも考えますけれども、やはり学校というのは地域の象徴ですし、それから公共施設という位置づけもあります。その中では、中野区役所の屋上にも、国旗と都の旗と区の旗というふうに掲げられていまして、やはり象徴する証というような位置づけも非常に大事だと思っています。

ですので、学校で常時、区立の学校として国旗を掲げていくということは、子どもたちのそうした態度を養うということと同時に、地域の象徴としての学校として、やはり常時掲揚していくということの大切さということもあると思っています。

大島委員長

私からちょっと基本的な質問なのですが、現在の区立の小中学校、掲揚塔は中学校では2本整備されたというような話ですが、小学校で1本のところがまだあると。その1本の掲揚塔の学校においては、そうしますと、現在は学校の校旗を上げているかと思うのですが、校旗を外して国旗を掲揚するようにというお願いをするということなのでしょうか。

教育長

そういうことではありませんで、学校の旗というのもとても大事ですし、子どもたちは毎日学校に来てその学校に親しみを持っているわけですから、それをおろすというようなことは全然私どもとしては考えていませんで、先ほど指導室長からも報告させていただきましたように、順次整備をしていますので、掲揚塔が2本以上になったところの学校において、国旗と校旗を両方掲げるようにというような要請をしていきたいと思っています。

大島委員長

わかりました。ほかには。

小林委員

現在中野区内、先ほど高木委員からもお話ありましたけれども、区内の儀式的行事における国旗・国歌の実施状況というのを、改めて確認したいと思うのですけれども。

指導室長

まず国旗については、入学式、卒業式。これは学習指導要領に定められています。それから学校行事の中で、運動会では国旗を掲揚する形をとっています。あと、周年行事のときにも国旗を掲揚するということがあります。

以前にもご報告いたしましたが、既に常時掲揚しているのは小学校1校で、校旗のほかに国旗を掲揚しています。あとの学校は今教育長もお話をされましたように、基本的には校旗を毎日掲揚している学校が、これは小学校、中学校全てというふうに私どもは確認しております。

小林委員

確認ですが、今教育長からお話ありましたけれども、区役所にも国旗の常時掲揚はされているのですね。これはもう以前からということ。

教育長

そのとおりでございます。

渡邊委員

いろいろと今、高木委員からもご意見をいただきました。常時掲揚することが教育目的にどれだけ効果があるかという、そのエビデンスを示さなければそれはよろしくないのではないかという話なのですけれども、エビデンスを考えた場合に、こういうもののエビデンスをつくる場合には、何か目標を掲げて、それによって一時エンドポイントを見つけて考えるという定量的な考え方というのは、科学実験ではないので、これでは難しいと思うのです。

逆に言えば、上げなかったから国旗を尊重する態度が育まれたのかという、そういった検証というのをやるということも実際なかなか難しいと思うのです。ですからそういう意味では、検証することも大切ですが、それによって確実なエビデンスレベルを、エビデンスの段階としてAレベルのエビデンスを得られるかということ、教育の現場というのは科学の現場と違ってそういったところは明確に、こうだったからこうなったのだと、そう言い切れるものというのは恐らくないだろうとは考えております。

ただここで、今回の教育長の要請というのは、国旗の常時掲揚を教育委員会として、強制するというような性格を持つものなのかどうかということについて、もう一度ご確認させていただきたいのですが。

教育長

学校の経営というのは校長に責任があるわけですし、学校における国旗の取扱いは校長の判断で行われていくということについては尊重しなければいけないというふうに思っていますので、今回私が要請と言ったのは強制ではなくて、あくまでも、中野区の区立学校として統一的な対応をしていただきたいというお願いということで考えています。ですので先ほど申し上げましたように、国旗の取扱いが各学校によって違うということよりは、区立学校として同じような対応をとっていただきたいとお願いをしていきたいということです。

渡邊委員

了解しました。

高木委員

現状で常時掲揚している学校は1校しかないのですよね。統一的な取扱いをするのに、

どうして少ないほうに合わせなくてはいけないのですか。統一的な扱いが必要だったらば、常時掲揚をやめるという選択肢もありますよね。

教育長

先ほどお話したように、教育基本法や学校教育法、それから学習指導要領などで、国旗については尊重する態度を育てるというようなことも定められていまして、そのための環境の整備の一環として掲揚塔の整備ということもしてきました。そういうことですので、常時掲揚している方が少ないからどうこうとかということではなくて、子どもたちにそうした態度を養うための環境整備の一環ということで、全校統一的に掲げるという考え方を示しているところです。

高木委員

最後にもう1回だけ質問させていただきたいのですが、常時掲揚することによって、国旗・国歌の意義を理解して、諸外国の国旗と国歌も同様に尊重する態度が、式典時だけに掲揚することと比較して育まれると私は思えないのですが、それはどういうロジックで育まれるってということなののでしょうか。ふつふつと沸いてくるというのではなくてですね。

教育長

常時掲揚すればそれでいいというようには私も思っていないで、やはり学校の教員、それぞれの担任が、学校で常時掲げている意味というのも教えながら、あるいはその教科の中で外国のことを理解し、お互いを尊重する態度を育てる中で、日本の国を大切にしていって誇りを持ってというような態度を養えるような指導というのが大事だと思っていますので、高木委員が先ほどおっしゃったように、掲げているということが目的ではなくて、掲げることによってさまざまな場面で教育活動が展開できるということで効果があらわれてくると思っています。

高木委員

私は今の教育長の説明には同意できませんし、理解がちょっとできないです。以上。

小林委員

今の議論、いろんな考え方があると思います。常時掲揚に関して、それが教育的な効果があるのかなのかということも今いろいろ出されましたし、それが果たして目的なのか方法なのかということもいろいろあると思います。やはり一番大事なことは、目的は教育基本法の中にもあるように、文化・伝統の尊重とともに国際社会の一員として、又は世界の中の日本としてというようなこと。そういった面をやはりしっかりと各学校が、そして

私たち教育委員会もそれを押さえていく必要があるのかなと。国旗を常時掲揚するという  
ことであれば、それも一つの方法といえるかもしれません。大切なのは日常の教育活動の  
中で、どれだけ今言ったような世界の中の日本という意識をしっかりと持たせていくか、  
自国に誇りを持つとともに他国を尊重する態度を育てていくか、ここが重要だと思います  
ので、常時掲揚するだけで全てがいいのだということではなくて、日常の教育活動をどう  
充実させていくかということが一番重要なことかなと思います。

2020年に東京オリンピックが開かれるわけですので、そういったようなことの中からも、  
やはりもう一度学校現場で、また私たちも、こういったことについて改めて認識を深めて、  
そして今学校教育で何をすべきかということをしかりと見据えて、そして教育基本法に  
もあるその精神を、その目的をしかり達成していくということが一番重要なのかなと私  
は考えます。

大島委員長

ほかに質疑はよろしいでしょうか。

高木委員

見解の違いはあっても、教育委員会は別に、いろいろ議論をする場ですからいいと思う  
のですが、私はやっぱり子どもたちに自分たちで考える力を養うということはすごく大切  
だと思うのです。例えば教育委員として学校訪問をしたり、学校公開に行ったりすると、  
例えば自分が子どもたちの理解力が足りなかったのかわかりませんが、繰り上がりなん  
ていうのをすごく丁寧に、いろんな意見を出して、少人数で習熟度別でやっているのです  
ね。だから例えば「 $1 + 1 = 2$ 」なんていうのを、そんなに教え込むみたいなのをしてい  
ないと思うのですよね。そういう考え方というのはやっぱりすごく大切で、中野区の教育  
というのはそういうところに意義があるのではないかな。中野区だけではなくて、今のや  
はり新しい学習指導要領の考え方とか、あるいはPISAに代表されるような教育という  
のは、やっぱり自分たちで考えて、間違ってもいいからトライアンドエラーでやってみる。  
自分の意見を発表する。こういった行為がすごく大切だと思うのですよ。それを養わない  
といけないと思うので、私は何かその四半世紀前の教育観から脱して、何か象徴的にやる  
ことによって教え込むのだみたいなどころは、脱却していかないと、これからの国際社会  
を担う子どもたちを育てられないのではないかなと思うだけです。

教育長

先ほどから何度か発言させていただいていますけれども、これが私も目的ではないと思っ

ていますし、先ほど教育基本法や学校教育法を引かせていただきましたけれども、趣旨はもっと広い視野を持って、自分たちが、高木委員がおっしゃるように、創造的に自分の中で考えて表現し、発言をしていくというような態度を、子どもたちそれぞれが培っていくということが大事だと思っていますし、そういう教育活動をこれからも中野区として展開をしていく、それを支援していくのが教育委員会事務局の役割だと思っていますので、私としては事務局としてこうした要請をさせていただきたいと思っておりますけれども、今回のこの議論は、とても重要な議論だと思っておりますので、そのことも含めて校長先生方にお話をしていきたいと思っています。

大島委員長

それでは質疑はよろしいでしょうか。それでは今教育長からもお話がありましたように、本日の教育委員会での議論も含めて、対処していただきたいと思っております。

ではそのほかに報告事項はございますか。

副参事（学校教育担当）

それでは私からは区立小学校における学年閉鎖について、口頭でご報告いたします。

白桜小学校におきまして、感染性と思われる嘔吐や下痢の症状で複数の児童が欠席したことによりまして、1学年が学年閉鎖となりました。閉鎖期間は12月5日から6日、本日までの2日間でございます。原因につきましては現在、中野保健所が調査を実施してございます。なお、これを受けまして、教育委員会事務局としましては、区立の各幼稚園、各小中学校に対しまして、幼児・児童・生徒の健康観察を行うとともに、手洗い、うがい、咳をする際のエチケットなどにつきまして、より一層の徹底を図るということを周知いたしました。

報告は以上でございます。

大島委員長

ただいまの報告につきまして、ご質問等、発言がありましたらお願いします。

渡邊委員

今回新聞等でいわれるノロウイルスの関連だろうとは思っております。ノロウイルス自身は実際に医療機関でウイルスを同定するような検査というのは通常行わないので、保健所レベルでやっていただくと。それで実際にノロウイルスは多く広がっていくことは少ないので、そんなに心配はしなくてもよろしいかと思っておりますが、ノロウイルスの後にインフルエンザがくるというのは、これはもう毎年決まっていることなので、ここで少し皆さん

に気を引き締めていただいて、実際は今年度は少ないと言えますが、週で言うと大体 50 週を越えてからの発生がありまして、第 4 週から 8 週の間ピークを迎えるということが、学校の中では決まったことですので、ですから一たん 12 月の終業式の前にはやって、終業式が終わるとちょっと静かになって、また 1 月の新学期が始まってふえてきて、それで 1 月後半から 2 月にピークを迎えるということは毎年の決まりですから、ぜひここで手洗いとか衛生管理、エチケットのマスクとかそういった部分。厚生労働省からも出てきました。うがい今回外れているのですけれども、予防とマスクと手洗いという形で、ちょっとうがい今回外れてはいるのですけれども、その点ちょっとことしの指導指針に従って指導していただけるとよろしいかなと思っております。以上です。

大島委員長

ほかに。

指導室長

今のことで、白桜小でそういうような状況が発生したので、すぐに各学校には情報提供をさせていただいて、今渡邊委員がおっしゃったような手洗いの徹底を、念入りにやってくださいということをお願いをしてあります。また来週定例校長会もありますので、そのときに次のインフルエンザも踏まえてどう対応しなくてはいけないかということについては、学校のほうにはお伝えをしたいと思っております。

渡邊委員

ありがとうございます。

大島委員長

ほかにはよろしいでしょうか。それでは、ほかに報告事項はありますか。どうぞ、指導室長。

指導室長

前回の教育委員会、口頭で私が、中学生の科学コンテストにおいて、「本区の中学生在が頑張った」とお話したところなのですが、ちゃんとその内容がわかるものを示してほしいというようなお話がございましたので、委員のお手元には中学生科学コンテストの募集要項になるのですが、こちらのほうを配らせていただいております。

ここに概要が書いてありまして、競技の方法のところ見ていただければと思いますが、3 人 1 組のチームで理科や数学にかかわる筆記の問題に取り組む。それからあと、テーマが当日与えられて、それに対する実技というような二つの競技内容という形になります。

この中身については、問題は非公開ということで都のほうから言われておりますので、公の場でちょっとお話をするわけにはいかないというところをご理解いただければと思います。その競技方法の③のところ、実技競技についてはものづくりの能力、それから1人で取り組むのではなくて、3人で共同して、要するにコミュニケーションの能力等用いて課題を解決するというような内容であったようです。

前回もお話をしましたが、108 チーム全部で東京都で参加をしているのですが、本校から13チーム出まして、そのうちの1チームがベスト10の中に入ったということで、大変頑張ったのかなというふうに思いますし、またこれについては引き続き来年度もあると思いますので、一つの励みにしてまたチャレンジをしていきたいなと考えております。

以上でございます。

大島委員長

ありがとうございました。ただいまの報告につきまして、質疑はございますでしょうか。

今理数離れが進んでいるなんて言われておりますけれども、こういうことで科学のほうに興味を持って、その能力を伸ばそうという意識がある中学生の方がふえてくれると、また、日本の国としても大変いいのではないかと考えております。問題の内容が非公開だったのはちょっと残念な気もしますが、また来年の活躍を期待したいと思います。

ほかによろしいでしょうか。

副参事（子ども教育経営担当）

ございません。

大島委員長

それでは以上で本日の日程は全て終了いたしました。これをもちまして教育委員会第37回定例会を閉じます。

午前11時07分閉会